

調剤報酬点数表関係

問 1 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和 5 年 3 月 31 日保険局医療課事務連絡。以下、「3 月 31 日事務連絡」という。)の調剤報酬点数表 1. ③に示される服薬管理指導料の 1 又は 2 を算定する場合、書面による請求を行う保険薬局の診療報酬明細書等の記載等については、どのような取扱いとなるか。

(答) 書面による請求を行う保険薬局において、調剤行為名称を記載する場合においては、次に示す略号を用いて差し支えない。なお、その他の記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号)によること。

調剤行為名称	略号
3 月 31 日事務連絡に示す服薬管理指導料 1 を算定した場合: 3 月以内に再度処方箋を持参した患者(手帳あり)(特例)	薬コ A
3 月 31 日事務連絡に示す服薬管理指導料 2 を算定した場合: 3 月以内に再度処方箋を持参した患者(手帳なし)(特例)	薬コ B
3 月 31 日事務連絡に示す服薬管理指導料 2 を算定した場合: 3 月以内に再度処方箋を持参した患者以外(特例)	薬コ C